

# 契 約 書

- 1 契約業務名 四国運輸局高知運輸支局大津庁舎及び構内清掃業務
- 2 業務場所 高知市大津乙1879番地1  
四国運輸局高知運輸支局大津庁舎  
独立行政法人自動車技術総合機構四国検査部高知事務所
- 3 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 契約金額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円・消費税率10%)
- 5 契約保証金 予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除  
独立行政法人自動車技術総合機構会計規程第43条の規定により免除

上記請負業務について、発注者 支出負担行為担当官 四国運輸局長（以下「発注者甲」という。）及び発注者 独立行政法人自動車技術総合機構四国検査部長（以下「発注者乙」という。）と、受注者（登録番号 ）  
(以下「受注者」という。)とは、下記の条項により業務の請負契約を締結する。

## (業務の目的)

第1条 清掃により庁舎及び構内の美観と清潔を保持することを目的とする。

## (信義誠実の原則)

第2条 発注者甲、発注者乙及び受注者は信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

## (総則)

第3条 受注者は、「高知運輸支局大津庁舎 清掃業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の業務を頭書の期間中、頭書の金額をもって実施するものとする。

2 前項の契約金額は下記のとおり分担するものとする。

四国運輸局	金	円
独立行政法人自動車技術総合機構四国検査部	金	円

## (業務の履行)

第4条 受注者は発注者甲及び発注者乙の監督指示に従って、関係法令を遵守し、第8条に規定する業務を履行するものとする。

## (再委託の禁止等)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

(再委託等変更の事前承諾義務)

第6条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者甲及び発注者乙に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型制作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

3 第1項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

(監督職員)

第7条 発注者甲及び発注者乙は、受注者の業務履行について、自己に代わって監督または指示する監督職員を選任することができる。

(業務の範囲)

第8条 受注者の行う業務の範囲については、仕様書に定めるところによる。

(業務の変更)

第9条 発注者甲及び発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更することができる。この場合には、発注者甲及び発注者乙は受注者と協議して書面により定めるものとする。

(履行遅滞の場合における損害金)

第10条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に作業を完了することができない場合においては、発注者甲及び発注者乙は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金の額から履行済の部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(第三者への損害)

第11条 受注者は業務の履行について、第三者に損害を及ぼしたときはその賠償の責を負うものとする。ただし、発注者甲及び発注者乙の責に帰する理由による場合においては、この限りでない。

(貸与品)

第12条 作業に必要な機材は、受注者の負担とする。

(契約代金の支払)

第13条 受注者は、毎月その業務の終了後、発注者甲及び発注者乙に清掃業務の実施記録を提出しなければならない。

- 2 発注者甲及び発注者乙は前項に定める清掃業務の実施記録の提出を受けた時は、予め指定した検査職員による検査を行わなければならない。
- 3 受注者は前項に定める検査に合格後、翌月 10 日までに当該月分の代金を、発注者甲及び発注者乙に請求するものとする。
- 4 前項の代金は、別紙「支払分割明細書」に基づき請求書を提出するものとする。
- 5 発注者甲及び発注者乙は、前項の規定により適法な支払請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から 30 日以内にその代金を支払わなければならぬ。
- 6 発注者甲及び発注者乙が、支払期間を遅延したときは、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条により、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ未支払金額に対し年 2.5% の割合による遅延利息を支払うものとする。
- 7 前項の規定により算出した遅延利息の額が 100 円未満であるときはその全額を、又はその額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(発注者甲及び発注者乙の解除権)

第14条 発注者甲及び発注者乙は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 業務の履行に当たり発注者甲及び発注者乙の指示に従わないとき。
- 二 契約条項に違反したとき。
- 三 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - (イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (ロ) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (ハ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (二) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (ヘ) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が（イ）から（ホ）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (ト) 受注者が、（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（（ヘ）に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項により契約を解除した場合、受注者は契約金額の 100 分の 10 に相当する

違約金を発注者甲及び発注者乙の指定する期限内に支払わなければならない。  
ただし、当該違約金は損害賠償金の予定またはその一部と解しないものとする。

#### (損害賠償)

第15条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないことにより、発注者甲及び発注者乙に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、発注者甲及び発注者乙に支払わなければならない。

2 前条の規定に基づいて、発注者甲及び発注者乙がこの契約を解除したことにより、発注者甲及び発注者乙に損害が生じたときは、前項の規定を準用する。

#### (受注者の解除権)

第16条 受注者は次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 発注者甲及び発注者乙がこの契約に定める義務に違反したことにより契約の目的を達する見込みがないとき。
  - 二 受注者の責に帰さない事由により、義務を履行することが不可能または著しく困難となったとき。
- 2 受注者は前項の一により契約を解除した場合で、これによって受注者に損害の賠償が生じたときは、発注者甲及び発注者乙に対し解除の日から30日以内に損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の額は発注者甲及び発注者乙と受注者が協議して定めるものとする。

#### (談合等不正行為があった場合の違約金等)

第17条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者甲及び発注者乙の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者甲及び発注者乙の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したもの)をいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3

条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者甲及び発注者乙の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者甲及び発注者乙に支払わなければならぬ。

（秘密保持）

第18条 受注者は、委託業務の実施中に知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

（雑則）

第19条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者甲及び発注者乙、受注者協議のうえ定めるものとする。

（裁判管轄）

第20条 この契約に関する訴訟は、四国運輸局の所在地を管轄する高松地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和　年　月　日

発注者甲　　香川県高松市サンポート3番33号  
　　支出負担行為担当官  
　　四国運輸局長

発注者乙　　香川県高松市鬼無町字佐藤20-1  
　　独立行政法人自動車技術総合機構  
　　四国検査部長

受注者



## 支 払 分 割 明 細 書

# 四国運輸局高知運輸支局大津庁舎清掃業務

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

